

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 令和4年3月9日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

福岡県は、国道442号筑後バイパス道路拡幅工事（9工区）（以下「本件工事」という。）の請負契約に係る工期変更及び変更契約について違法又は不当な手続を行ったため、当該請負契約は無効となることから、知事に対し変更請負契約額に係る損害の補填及び再発防止措置を求める。

(2) 違法又は不当とする事実及びその理由

ア 契約違反の変更契約手続

（違法又は不当である理由）

工期末である令和3年3月31日までに、発注者である福岡県知事が工事請負契約書第19条又は第20条の規定に基づき、設計図書の変更及びそれに伴う工期変更の協議を行った上で請負金額を変更する契約を締結すべきところ、それらの手続が行われていないのは、契約手続の瑕疵であるため。

イ 当初契約における不当な工期設定

（違法又は不当である理由）

標準工期を定めた「福岡県積算運用の手引き」による標準工期（190日）に満たない工期（22日）で発注しているため。

ウ 契約違反の工期変更協議

（違法又は不当である理由）

本件工事の請負契約上、権限のない八女県土整備事務所長が工期変更について請負者と協議しているため。

エ 無効な工期変更請書

（違法又は不当である理由）

上記ウの協議が契約違反であり、また、契約当事者の一方が相手方に提出する誓約書である請書を協議の承諾に使用するのは不当であるため。

オ 無効な工事請負変更契約

（違法又は不当である理由）

上記ウ、エにより令和3年3月31日に契約関係が終了しており変更契約を締結できる根拠がないため。また、本件工事発注後に財務支局の翌債承認を受けていないことから翌年度への工期延長は不可能であるため。

カ 不当な入札手続

（違法又は不当である理由）

本件工事に係る指名通知書中「関係機関との協議が整った場合、工期を延長する予定であ

る。」との記載は表現が曖昧であり公平な入札に支障があるため。また、福岡県においては過去から現場説明が実施されておらず、指名業者からの質問の機会を排除しているため。

第2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和4年3月14日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件工事について、工期の変更に関連する契約手続に違法性又は不当性があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

県土整備部（県土整備総務課、企画課、道路建設課及び八女県土整備事務所）を監査対象機関とした。

3 知事の弁明

本件請求に対する弁明を知事に求めたところ、令和4年3月28日付けで知事から以下の内容の弁明書が提出された。

(1) 弁明の趣旨

ア 本件工事については、発注者は工期延長を入札条件として指名通知書に明示していたため、請負者は契約前からそれについて承知しており、また、繰越承認の議決後に工期を延長しているため、契約手続の瑕疵はないと判断する。

イ 発注者・請負者の双方が、工事請負契約書第62条による協議を行い、工期変更しているため、手続の瑕疵はないと判断する。

(2) 請求事実の認否及び弁明の理由

ア 「第1の2(2) 違法又は不当とする事実及びその理由」のうち「違法又は不当である理由」について

第1の2(2)アの記載は否認ないし争う。福岡県事務委任規則第14条により、工事関係事務所長に対しては『一件の事業費が3,000万円以上の工事の工程を定めること』が委任されており、八女県土整備事務所長は工期変更に関する権限を有しており、その権限に基づき契約変更手続を適切に行ったものである。

また、工事請負契約書第19条及び第20条については、設計変更に伴う工期変更及び一時中止について規定したものであるが、工期変更の手続は同条に記載されている事由に限定されるものではない。

第1の2(2)イの記載のうち、「福岡県積算運用の手引き」の内容その他外形的な事実は認めるが、『不当である』との主張は否認する。本件工事においては、指名通知書において『関係機関との協議が整った場合、工期を延長する予定である』旨記載しており、請負者は指名通知書を受領していた時点で工期延長について承知していたものである。

第1の2(2)ウの記載は否認する。上記のとおり、八女県土整備事務所長は、工期変更に関す

る権限を有している。

第1の2(2)エの記載は否認する。設計図書の変更を伴わない工期変更の手続については、特に請書の使用は禁止されておらず、本県県土整備部においては「県土整備部出先機関工事施行事務取扱要領(昭和48年5月1日)」(以下「本件要領」という。)を制定し、本件要領に定められた様式を用いて工期変更の手続を行っている。

第1の2(2)オの記載は否認する。請求人の主張の骨子は、『工期変更協議及び工期変更請書は無効であり、年度末までに適正な変更契約が行われていないことから、当該契約は年度末までで終了しており、変更契約を締結できる根拠がないのではないか』というものであると思われるが、上記のとおり適切な手続を行っている。また、翌債承認を受けた後に工期を延長しており、請求人の主張には理由がない。

第1の2(2)カの記載は否認する。請求人の主張の骨子は、『工期の延長に関して、指名通知書の記載が曖昧であることから、入札条件についての誤認を誘引しており、また現場説明を行っていないことから、入札参加者への説明が不十分であり不当な入札形式ではないか』というものであると思われるが、何ら曖昧な点はなく、また指名通知書において、『質問票にて適宜質疑を受け付ける』旨周知を行っている。

イ 生じている損害について

否認する。本件において何ら損害は生じていない。発注者は工期延長を入札条件として指名通知書に明示しており、請負者は契約前からそれについて承知して本件契約を締結しているのであって、請負者から福岡県に対する損害賠償請求等のおそれもなく、請求人の主張には理由がない。また今後、損害が生じるおそれもない。

ウ 請求人が求める措置について

否認する。上記のとおり、本件工事に手続の瑕疵はないため、何らの措置を要しない。

4 請求人の陳述

法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述については、請求人から辞退する旨の意思表示があったため、実施しなかった。

5 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関の職員に対し、令和4年3月14日から同年4月22日にかけて、関係書類の調査・確認及び聴取調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査・確認及び監査対象機関の職員からの聴取調査により、以下の事項を確認した。

(1) 本件工事の概要

本件工事は、国の社会資本整備総合交付金(以下「本件交付金」という。)を活用して実施する国道442号筑後バイパス(4車線化)事業の一部である。

(2) 本件工事の経緯

令和2年5月25日 本件交付金交付申請(福岡県知事から国土交通大臣あて)

- 令和2年5月下旬 地元住民との調整開始
- 令和2年7月27日 本件交付金交付決定（国土交通大臣から福岡県知事あて）
- 令和3年1月中旬 地元住民との調整が終了
- 令和3年1月14日（仮申請） 翌年度にわたる債務負担（以下「翌債」という。）の承認要求書提出
（令和3年2月12日本申請） （支出負担行為担当官（福岡県県土整備部長）から福岡財務支局長あて）
- 令和3年2月10日 指名通知（指名競争入札を行う旨の通知。通知書には、工期として「契約締結の翌日から令和3年3月31日まで（工期については、関係機関との協議が整った場合、工期を延長する予定である。）」旨の記載あり。
- 令和3年2月16日 翌債の承認通知受領
（福岡財務支局長から支出負担行為担当官（福岡県県土整備部長）あて）
- 令和3年3月1日 指名競争入札実施（請負者決定）
- 令和3年3月5日 令和2年度一般会計補正予算（第13号）議案提出
- 令和3年3月9日 契約締結（工期22日間：令和3年3月10日から令和3年3月31日まで）
（契約金額 33,660千円）
- 令和3年3月11日 令和2年度一般会計補正予算（第13号）可決（繰越承認議決）
- 令和3年3月22日 工期変更について請負者と協議
- 令和3年3月23日 工期変更（工期205日間：工期末を当初定めていた令和3年3月31日から令和3年9月30日に変更）
- 令和3年9月10日 完成届
- 令和3年9月13日 工事請負変更契約（契約金額を33,660千円から43,732.7千円に変更）
- 令和3年9月21日 完成検査
- 令和3年9月30日 精算払

(3) 請求人が違法又は不当とする行為に関する事実等について

ア 契約違反の変更契約手続

福岡県事務委任規則第14条第1号ハにより1件の事業費が3,000万円以上の工事の工程を定めることについて委任（以下「同委任」という。）を受けている八女県土整備事務所長が、工事請負契約書第62条に基づき、令和3年3月22日に請負者と工期の変更に係る協議を行い、同年3月23日に工期を同年9月30日までに変更した。

イ 当初契約における不当な工期設定

本件工事に係る請負契約については指名競争入札により請負者を決定しており、指名通知書には関係機関との協議が整った場合には工期を延長する予定である旨が明記されていることから、請負者は指名通知書を受領した時点で工期延長について承知していたものである。

ウ 契約違反の工期変更協議

上記アのとおり、同委任を受けている八女県土整備事務所長が請負者と工期変更について協議したものである。

エ 無効な工期変更請書

上記アのとおり、同委任を受けている八女県土整備事務所長が、本件要領別紙に定められた様式を用いて請負者と協議し、承諾を得て工期を変更したものである。

オ 無効な工事請負変更契約

上記ア、ウ及びエのとおり、本件工事について令和3年2月16日に翌債承認を受け、同年3月11日に県議会において補正予算が可決され繰越しが承認された後、同委任を受けている八女県土整備事務所長が請負者と工事請負契約書第62条に基づく協議を行った上で同年9月30日まで工期を変更しており、同年9月13日の工事請負変更契約は契約期間内に締結されたものである。

カ 不当な入札手続

指名通知書には、工期を延長する予定である旨及び設計内容等の質疑を質問票にて受け付ける旨が明記され、質問票も添付されている。

2 判断

上記の事実関係の確認を踏まえ、以下のとおり判断する。

(1) 契約違反の変更契約手続

本件工事においては、地元住民との調整に時間を要し、着工する時点で工期は翌年度にわたることが明らかであったことから、発注者は翌年度にわたって施工するため、令和3年2月16日に本件交付金に係る翌債の承認を受けた。指名通知において、関係機関との協議が整った場合、工期を延長する予定であることを条件としており、請負者に翌年度にわたる工期となることを周知した上で応札を求め、令和2年度末までを工期とした工事請負契約を令和3年3月9日に締結した。県議会の2月定例会における繰越承認後に、同委任を受けている八女県土整備事務所長が、契約書に定めのない事項について必要に応じて発注者と請負者とが協議して定めることを規定する工事請負契約書第62条に基づいて請負者と協議を行い、双方が合意の上で工期を延長する契約内容の変更を行ったものであるから、契約手続に瑕疵があったとはいえ、違法又は不当であるとはいえない。

(2) 当初契約における不当な工期設定

本件工事においては、着工する時点で工期は翌年度にわたることが明らかであったことから、発注者は関係機関との協議が整った場合、工期を延長する予定であることを条件として、請負者に翌年度にわたる工期となることを周知した上で応札を求めたものであり、工期の設定が違法又は不当であるとはいえない。

(3) 契約違反の工期変更協議

八女県土整備事務所長は同委任を受けていることから、当該所長が協議を行うことが契約違反であるとはいえない。

また、当該協議は、当該請負契約書第62条にいう「この契約書に定めのない事項」について協議したものと認められ、違法又は不当であるとはいえない。

(4) 無効な工期変更請書

上記(3)のとおり、当該協議が契約違反とは認められず、また、本件要領別紙に定められた様式を用いて協議したものである。福岡県財務規則第166条の規定は契約書の記載内容について定めているが、契約の変更については特段の定めがなく、本件要領様式である当該請書が無効であり違法又は不当であるとはいえない。

(5) 無効な工事請負変更契約

本件工事は、上記(3)及び(4)のとおり、適正な手続により、同年3月23日に工期が同年9月30日までに変更されており、同年9月13日に締結された工事請負変更契約（第1回）が無効であるとはいえず、また、本件工事を含む事業について国の翌債承認及び県議会の繰越承認を受けた上で翌年度にわたる工期に延長したものであることから、当該変更契約が無効であり違法又は不当であるとはいえない。

(6) 不当な入札手続

指名通知書には工期変更について明記されており、また、質問票による質問を受け付ける旨が明記されていることから、公平な入札に支障があり、質問の機会を排除しているとはいえず、入札手続が不当とはいえない。

本件工事は令和3年9月10日に完成し、同年9月13日に設計図書の変更による変更契約を経て同年9月21日に完成検査により完成が確認され、同年9月30日に請負者に工事請負代金が支払われており、県に損害が生じているとはいえない。

上記のとおり、請求人の主張には理由がない。よって、本件請求についてはこれを棄却する。